

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">生活困窮者の「絆」再生事業実施要領</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 この要領は、ホームレス又は現に失業状態又は日雇労働等の不安定な<u>就労状況</u>にあり、かつ、定まった住居を喪失し簡易宿泊所、終夜営業店舗等に寝泊まりするなどの不安定な居住環境にある者、あるいは地域で孤立した生活を営む者であり、かつ、支援がなければ路上生活等に陥るおそれのある者（以下「生活困窮者等」という。）に対して、自立支援の観点から安心して過ごせる居場所の確保や<u>地域で生活していくための支援</u>を行うため、生活困窮者の「絆」再生事業補助金交付要綱（平成27年3月24日26地福第737号。以下「交付要綱」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(実施主体)</p> <p>第2 本事業の実施主体は、次に掲げる団体のいずれにも該当する団体（以下「<u>支援団体</u>」という。）とする。</p> <p>(1) 長野県内に住所を有する社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人、その他長野県知事が適当と認める団体であること。</p> <p>(2) 当該団体の組織、運営に関する定款又は規約等を有する団体であること。</p> <p>(3) 営利を目的として事業を行う団体ではないこと。</p> <p>(4) 過去に<u>本事業</u>と類似の事業の実績がある団体であること。</p>	<p style="text-align: center;">生活困窮者の「絆」再生事業実施要領</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 この要領は、ホームレス又は現に失業状態又は日雇労働等の不安定な<u>就労関係</u>にあり、かつ、定まった住居を喪失し簡易宿泊所、終夜営業店舗等に寝泊まりするなどの不安定な居住環境にある者、あるいは地域で孤立した生活を営む者であり、かつ、支援がなければ路上生活等に陥るおそれのある者（以下「生活困窮者等」という。）に対して、自立支援の観点から安心して過ごせる居場所の確保を行うため、生活困窮者の「絆」再生事業補助金交付要綱（平成27年3月24日26地福第737号。以下「<u>交付要綱</u>」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(実施主体)</p> <p>第2 本事業の実施主体は、次に掲げる団体のいずれにも該当する団体とする。</p> <p>(1) 長野県内に住所を有する社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人、その他長野県知事が適当と認める団体（以下「<u>NPO等</u>」という。）であること</p> <p>(2) 当該団体の組織、運営に関する定款又は規約等を有する団体であること</p> <p>(3) 営利を目的として事業を行う団体ではないこと</p> <p>(4) 過去に類似の事業の実績がある団体であること</p>

改正後	改正前
<p>(欠格条項)</p> <p>第3 <u>支援団体又は当該団体の代表若しくは構成員が次に掲げるもののいずれかに該当する場合は、本事業を実施することはできない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(1) <u>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者</u></p> <p>(2) <u>暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体及び個人</u></p> <p>(事業内容)</p> <p>第4 本事業は、<u>生活困窮者等の路上生活の防止、地域生活への復帰・定着及び地域社会での孤立の防止等を目的に、生活困窮者等に対して安心して過ごせる居場所の確保、緊急時の支援、地域で生活していくための支援、社会生活習慣を身につけるための援助、就労意欲を向上させるための支援等を実施するものとする。</u></p> <p>(削除 第4へ統合)</p> <p>(削除 第4へ統合)</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第3 <u>NPO等、当該団体の代表又は構成員が次に掲げるもののいずれかに該当する場合は、本事業を実施することはできない。</u></p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) <u>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者</u></p> <p>(3) <u>暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体及び個人</u></p> <p>(事業内容)</p> <p>第4 本事業は、<u>長野県内の生活困窮者等に対して自立支援の観点から安心して過ごせる居場所の確保及び生活支援を行うため、生活困窮者等の路上化の防止、地域生活への復帰・定着、地域社会での孤立の防止等を目的とした、社会的居場所づくり事業を実施するものとする。ただし、地域の実情を勘案した結果、知事が必要性に乏しいと認めたものは実施しないことができる。</u></p> <p>(留意事項)</p> <p>第5 <u>本事業を実施するにあたり、次に掲げる事項に留意するものとする。</u></p> <p>(1) <u>生活困窮者等に対して、安心して過ごせる居場所を確保するなどして、社会生活習慣を身につけるための指導援助や、就労意欲を向上させるための指導、就労体験等を実施し、地域生活支援への復帰を支援する。</u></p> <p>(2) <u>路上生活から脱却し居宅生活へ移行した者や生活困窮者が地域において継続的な生活が営めるよう、地域住民や関係機関に対して働きかけ理解を求めることにより、地域社会での孤立を防止する。</u></p>

改正後	改正前
<p>2 本事業は長野県内で実施するものとする。</p> <p>3 <u>本事業の実施にあたっては、活動日ごとに活動に参加した生活困窮者等並びに支援者の氏名、活動の内容及び活動に要した経費を記録し保存するものとする。</u></p> <p>(事業採択基準)</p> <p>第5 事業採択にあたっては、次に掲げる事項を考慮して採択するものとする。</p> <p>(1) 事業計画が本事業の内容として適当であること。</p> <p>(2) 事業を実施する体制（人員体制、支援する場所、支援ノウハウ等）が整備されていること。</p> <p>(3号と4号を入れ替え)</p> <p><u>(3) 事業の実施にあたり、市町村、社会福祉協議会、民生委員等と相互理解のもと、十分に連携を図ることができること。</u></p> <p><u>(4) 過去に類似の事業の実績が十分あること。</u></p> <p>2 当該団体以外に同一地域で既に本事業を実施している団体がある場合にあつては、<u>地域の実情及び活動状況等を考慮し採択の判断を行うものとする。</u></p> <p>(補助額)</p> <p>第6 <u>補助額の上限は、1団体当たり500千円とする。</u></p> <p>(対象経費の留意事項)</p> <p>第7 交付要綱第2の対象経費は、講師謝金（相談に関するものは除く。）、旅費、需用費（利用者食費含む）、役務費、使用料等とする。</p>	<p>(3) 本事業を、原則として長野県外で行わないこと</p> <p>(4) 当該事業に係る活動の内容を活動日ごとに補助金の支出を含め記録するとともに、対象者ごとにそれぞれ支援経過記録を作成して保存すること</p> <p>(事業採択基準)</p> <p>第6 事業採択にあたっては、次に掲げる事項を考慮して採択するものとする</p> <p>(1) 事業計画が本事業の内容として適当であること。</p> <p>(2) 事業の実施体制が整備されていること。</p> <p>(3) 過去に類似の事業の実績が十分あること。</p> <p>(4) 事業の実施にあたり、市町村、社会福祉協議会、民生委員等と相互理解のもと、十分に連携を図ることができる<u>NPO等であること</u></p> <p>2 当該団体以外に同一地域で既に本事業を実施している団体がある場合にあつては、<u>地域の実情を考慮し採択するものとする。</u></p> <p>(補助額)</p> <p>第7 <u>補助額は、NPO等1団体当たり上限500千円で補助するものとする。</u></p> <p>(対象経費及び実施上の留意事項)</p> <p>第8 事業実施に係る補助対象経費は、講師謝金（相談に関するもの以外）、旅費、需用費（利用者食費含む）、役務費、使用料等とする。</p>

改正後	改正前
<p>2 単価は、社会通念上相応の単価を用いるものとする。</p> <p>3 団体の運営費（人件費等）は対象としない。</p> <p>4 居場所の確保等のための移動には、原則として自動車を使用し、燃料費を 対象経費とする。</p> <p>5 県外への移動に係る旅費は原則として対象としない。</p> <p>6 知事が不適当と認める経費は対象としないものとする。</p> <p>（市町村への説明）</p> <p>第8 補助金の交付を受けようとする支援団体は、実施する事業について次項 に定める事業計画の副本により、活動の拠点となる地域の市町村へ説明を行 い、連携を図るものとする。</p> <p>（事業計画の提出等）</p> <p>第9 交付要綱第3第1項に定める事業実施計画は、様式1によるものとし、 補助金の交付を受けようとする支援団体は、第9による市町村への説明の後、 知事が別に定める日までに、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。</p> <p>（1）生活困窮者の「絆」再生事業計画書（様式2）</p> <p>（2）生活困窮者の「絆」再生事業収支予算（決算）書（様式3）</p>	<p>2 旅費は、次に掲げる事項について遵守するものとする。</p> <p>（1）居場所の確保等に自動車を使用することを原則とし、燃料費を補助す るものとする。</p> <p>（2）県外への移動に係る旅費は原則として対象としない。</p> <p>3 団体の運営費（人件費等）は対象としない。また、その他知事が不適当と 認める経費も対象としない。</p> <p>4 単価は、社会通念上相応の単価を用いるものとする。ただし、それぞれの 対象経費に係る社会通念上相応の単価は、個別に知事が判断するものとする。</p> <p>（市町村との事前協議）</p> <p>第9 補助金の交付を受けようとするNPO等は、次項に定める事業計画の副 本により、活動の拠点となる地域の市町村と、当該団体の行う事業について 協議し、連携を図るものとする。</p> <p>（事業計画の提出等）</p> <p>第10 補助金の交付を受けようとするNPO等は、活動の拠点となる地域の市 町村と協議の上、交付要綱第3に定める事業実施計画の提出に加え、次に掲 げる書類を提出し、知事と協議を行うものとする。</p> <p>（1）団体概要（様式1）</p> <p>（2）生活困窮者の「絆」再生事業計画書（様式2）</p>

改正後	改正前
<p><u>(3) 団体概要 (様式4)</u></p> <p><u>(4) 利用者からの苦情に対応するために講ずる措置の概要 (様式5)</u></p> <p><u>(5) 誓約書 (様式6)</u></p> <p>(6) 当該団体の定款・規約・運営規定等、登記証明書<u>(登記証明書は該当団体のみ)</u></p> <p>(7) 当該年度における団体全体の事業計画及び収支予算書</p> <p>(8) 前年度以前の類似事業の活動実績</p> <p>(9) その他知事が必要と認める事項</p> <p>(第2項削除)</p> <p>(交付申請書等)</p> <p>第10 <u>交付要綱第5第1項に定める交付申請書は様式7によるものとし、交付要綱第5第2項に定める事業実施計画の様式は、様式2のとおりとする。なお、補助金に係る歳入歳出予算書の抄本は、様式3に代表者が署名押印することをもって代えることができるものとする。</u></p> <p>2 <u>交付要綱第5第4項第1号に定める実施計画変更承認申請書は様式8とし、同項第2号に定める事業中止(廃止、完了期限延長)承認申請書は様式9とする。</u></p> <p><u>(事前着手届)</u></p> <p>第11 <u>交付要綱第6に定める事前着手届は様式10によるものとする。</u></p>	<p><u>(3) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 (様式3)</u></p> <p><u>(4) 誓約書 (様式4)</u></p> <p><u>(5) 生活困窮者の「絆」再生事業収支(決算)予算書 (様式5)</u></p> <p>(6) 当該団体の定款・規約・運営規定等、登記証明書<u>又等 (該当団体のみ)</u></p> <p>(7) 当該年度における団体全体の事業計画及び収支予算<u>(決算)書 (当該事業を除く事業計画及び収支予算(決算)書含む。)</u></p> <p>(8) 前年度以前の類似事業の活動実績</p> <p>(9) その他、<u>知事が必要と認める事項</u></p> <p><u>2 市町村との協議にあたっては、(1)～(9)の副本を提出し、協議すること。</u></p> <p>(交付申請書等)</p> <p>第11 <u>交付申請書及びその添付書類等は、交付要綱第5に定めるとおりとする。なお、歳入歳出予算書抄本は、様式5に代表者が署名押印することをもって代えることができるものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p>(変更交付申請書)</p> <p>第12 交付要綱第7に定める変更交付申請書は様式11によるものとする。</p> <p>(実施状況の報告)</p> <p>第13 補助金等交付規則(昭和34年長野県規則第9号)第4条による交付決定を受けた支援団体は、その年度の上半期終了後速やかに、上半期末時点の事業実施状況を、様式3、様式12及び様式13により報告すること。なお、様式3には支出根拠となる領収書等及び活動記録を添付し、収支内容を明確にすること。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第14 交付要綱第9に定める実績報告書は様式14によるものとする。ただし、補助金に係る歳入歳出決算(見込)書は、様式3に代表者が署名押印することをもって代えることができるものするとともに、その他参考となる資料は、事業実施結果報告書(様式13)により報告するものとする。なお、様式3には支出根拠となる領収書等及び活動記録を添付し、収支内容を明確にすること。</p> <p>2 支援団体は、本事業にかかる収入及び支出について、当該団体の監事による監査を必ず受け、適正な収支となっていることを証する監査結果報告書(様式任意)を添付すること。</p> <p>(3項 削除)</p>	<p>(実施状況の報告)</p> <p>第12 本事業を実施したNPO等は、交付決定を受けた年度の上半期終了後速やかに、上半期末時点の事業実施状況を、様式5、様式6-1、6-2及び様式7により報告すること。なお、様式5には支出根拠となる資料(領収書等)及び活動記録を添付し、収支内容を明確にすること。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第13 本事業を実施したNPO等は、毎年度、交付要綱第8に基づき、本事業の決算終了後すみやかに実績報告書を知事に提出するものとする。ただし、補助金に係る歳入歳出決算(見込)書は、様式5に代表者が署名押印することをもって代えることができるものするとともに、その他参考となる資料は、事業実施結果報告書(様式6-1、6-2)により報告するものとする。なお、様式5には支出根拠となる資料(領収書等)及び活動記録を添付し、収支内容を明確にすること。</p> <p>2 NPO等は、本事業にかかる収入及び支出について、当該団体の監事による監査を必ず受け、適正な収支となっていることを証する監査結果報告書を添付すること。</p> <p>3 本事業以外の事業も実施している場合は、当該事業に係る収支内訳書も併せて提出するものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>(交付請求)</u></p> <p>第 15 交付要綱第 10 及び同要綱第 11 第 2 項に定める交付（概算払）請求書は、<u>様式 15 によるものとする。</u></p> <p><u>(財産処分の制限等)</u></p> <p>第 16 交付要綱第 12 に定める財産処分承認申請書は、<u>様式 16 によるものとする。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第 17 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は、平成 29 年 3 月 15 日から施行し、平成 29 年度の補助金から適用する。また、平成 27 年 3 月 24 日付け「生活困窮者の「絆」再生事業補助金交付要綱第 12 条の規定による定め」は廃止する。</u></p>	<p>(その他)</p> <p>第 14 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成 27 年 3 月 24 日から施行し、平成 27 年度の補助金から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成 28 年 3 月 15 日から施行し、平成 27 年度の補助金から適用する。</p>